

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



53歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

2022年のお金の制度改革

2022年は年金関連の改正が盛り沢山！ 4月から改正年金法が順次施行

新年、あけましておめでとうございます。今年は寅(とら)年。相場格言で「千里を走る」とされる寅。動きの激しい1年となるかもしれません。今のうちから2022年のお金の制度改革を把握しておきましょう。

1月は、年明け早々に包括的経済連携(RCEP)協定が発効。また、傷病手当金の支給期間の取り扱いが改正されます。「支給開始日から1年6カ月以内」が「支給開始日から通算1年6カ月間支給」に変わり、より弾力的な受給が可能となります。また、ゆうちょ銀行では、1月17日から硬貨の入金時に枚数に応じた手数料がかかるようになります。

4月からは改正年金法が順次施行されます。まず、受給開始年齢上限が70歳から75歳に引き上げ。受給繰り下げ期間が拡大し、さらなる受給額増も可能に。また、在職老齢年金の支給停止額の上限が引き上げられ、60~64歳で働く場合、年金が減額となる年金+賃金の合計額が現行の月28万円から47万円に緩和されます。在職定時改定の導入も注目です。65歳以降も働きながら厚生年金を受給する場合、退職時(もしくは70歳時)まで年金受給額は変わりませんが、年1回年金額が見直され、増額されます。

確定拠出年金がさらに利用しやすくなる他、 パート等の社会保険加入の適用範囲拡大も

4月の有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和は、育児休業に関し、雇用期間1年以上の要件を撤廃するものです。金融面では、東京証券取引所が現在の5区分からプライム・スタンダード・グロースの3区分に再編されることも大きなニュースでしょう。また、成人年齢の引き下げで、18歳から証券口座やクレジットカードは親の同意なしに契約締結が可能になります。

5月には、企業型確定拠出年金(企業型DC)は70歳未満まで、個人型確定拠出年金(iDeCo)は65歳未満まで加入可能となります。ただし、自営業や専業主婦などは65歳まで国民年金に任意加入していることが条件となります。

10月からは、パート・アルバイトの社会保険加入義務化の適用範囲が拡大され、適用対象となる事業所の企業規模が現行の501人超から101人超へと引き下げられます。新たに適用となる会社の場合は準備を進めましょう。また、企業型DC加入者がiDeCoに加入しやすくなります。各企業の労使の合意が不要となり、企業年金との併用が原則可能となります。他に、産後パパ育休(出生時育児休業)の創設は注目のトピックです。

M

2022年のお金に関する主な制度改革

- | | | |
|-----|---|---|
| 1月 | ● 包括的経済連携(RCEP)協定の発効
● ゆうちょ銀行 硬貨取扱料金の新設 | ● 傷病手当金制度の支給期間の改正 |
| 4月 | ● 年金の受給開始時期の選択肢の拡大
● 在職老齢年金制度の見直し
● 在職定時改定の導入 | ● 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
● 東京証券取引所の市場再編
● 成人年齢が18歳に引き下げ |
| 5月 | ● 確定拠出年金の加入可能年齢の引き上げ | |
| 10月 | ● 企業型確定拠出年金(企業型DC)加入者の個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入要件の緩和
● 社会保険の適用範囲の拡大 | ● 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設 |

